

様式第十一（第六十四条関係）

破 碎 業 変 更 届 出 書

令和 年 月 日

長崎県知事 様

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第71条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

○添付様式Ⅰ（Ⅰ）〔事業所全体平面図〕

事業所全体平面図

事業所所在地				
土地所有者	住所		氏名	
建物所有者	住所		氏名	
平面図（事務所、破碎作業場、解体自動車・自動車破碎残さ等の保管場所、排水処理施設、排水溝など）				
	保管場所面積	積み上げ高さ	保管量の上限	備 考
解体自動車	㎡	m	台	
圧縮解体自動車	㎡	m	<input type="checkbox"/>	
自動車破碎残さ	㎡	m	<input type="checkbox"/>	
1. 寸法についても記載すること。 2. 施設の所有権（又は使用権原）を証明するもの（土地及び建物登記簿謄本、使用承諾書等）を添付すること。 3. 上記図面を記載した標準作業書又は平面図を別途添付している場合には、本書への平面図の記載を省略できる。				

○添付様式 1 (2) [破砕業に係る作業フロー]

破砕業に係る作業フロー

1. 作業フローの中には、各工程で使用する機械等の名称及び型式も記載すること。
2. 上記事項を記載した標準作業書を添付している場合には、記載を省略できる。

○添付様式 I (3) [事業所付近図]

事業所付近図

1. 事業所の付近図を記載すること（住宅地図等の写しを貼付しても可）。

○添付様式2(1) [事業所以外の積替え保管場所平面図]

事業所以外の解体自動車・自動車破碎残さの積替え保管場所平面図

《破碎業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破碎残さを積替え保管を行う場合》

積替え保管 場所所在地				
土地所有者	住所		氏名	
建物所有者	住所		氏名	

平面図（囲い、区画、床面の説明、排水処理施設、排水溝など）

	保管場所面積	積み上げ高さ	保管量の上限	備考
解体自動車	m ²	m	台	
圧縮解体自動車	m ²	m	<input type="checkbox"/>	
自動車破碎残さ	m ²	m	<input type="checkbox"/>	

1. 寸法についても記載すること。
2. 施設の所有権（又は使用権原）を証明するもの（土地及び建物登記簿謄本、使用承諾書等）を添付すること。
3. 上記図面を記載した標準作業書又は平面図を別途添付している場合には、本書への平面図の記載を省略できる。
4. 積替え保管場所が複数ある場合には、所在地ごとに平面図を作成すること。

○添付様式2(2) [事業所以外の積替え保管場所付近図]

事業所以外の解体自動車・自動車破碎残さの積替え保管場所付近図

1. 事業所の付近図を記載すること（住宅地図等の写しを貼付しても可）。

○添付様式3 [施設の使用権原を証する書類（※賃貸借契約書等の写しを添付する場合は不要）]

土地・建物等使用承諾書

次の物件を自動車リサイクル法における破碎業の用に使用することを承諾します。

土地： (m²)

建物： (m²)

その他：

令和 年 月 日

借主 住所 _____

氏名 _____

貸主 住所 _____

氏名 _____ 印

○添付様式4〔破碎前処理又は破碎の用に供する施設の概要〕

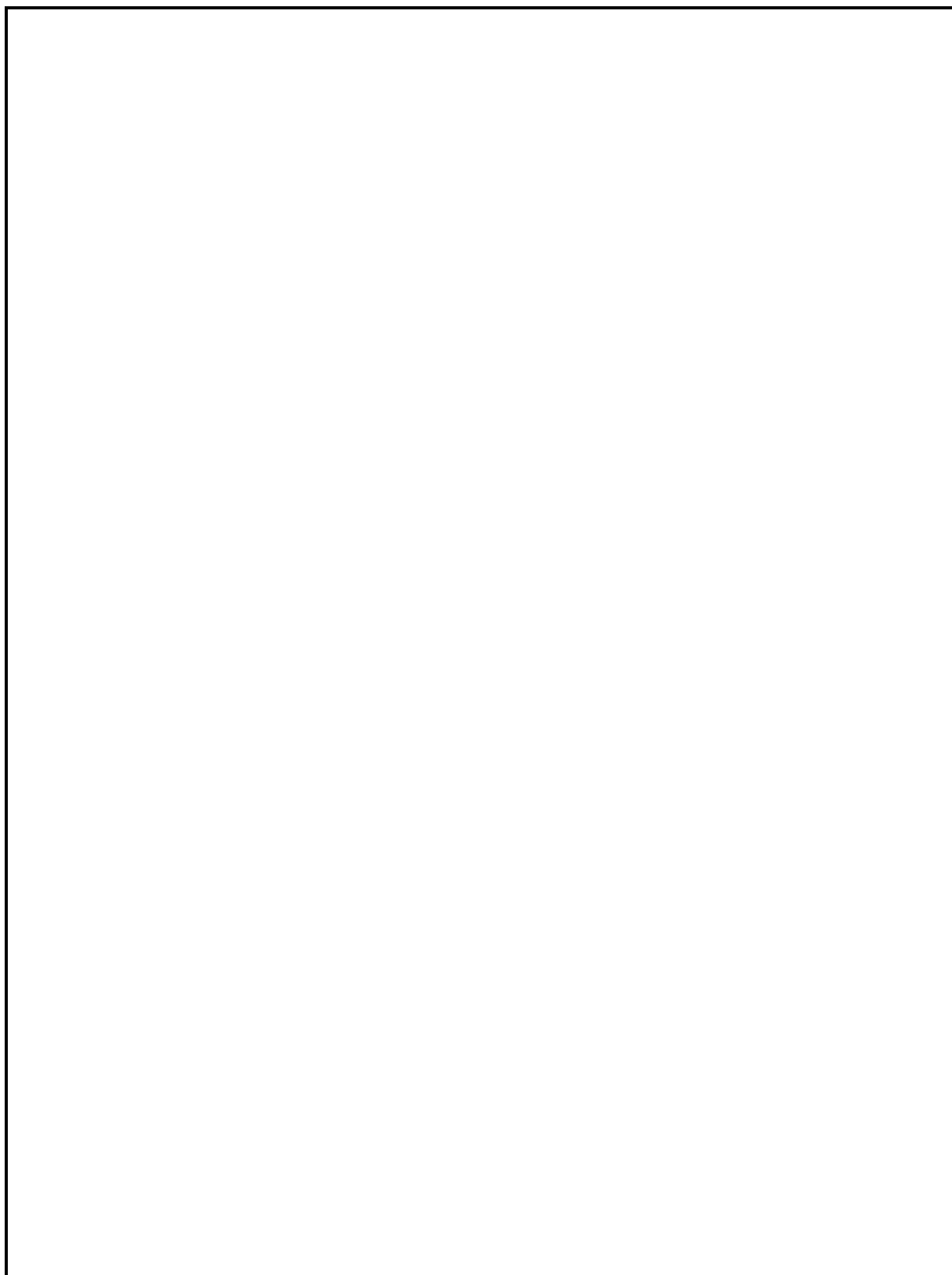
破碎前処理又は破碎の用に供する施設の概要

《産業廃棄物処理施設以外の施設である場合に限る》

処理施設の種類	
設置場所	
設置年月日	年 月 日
処理能力	t・□/日（時間）
処理施設の処理方式及び設備の概要	
生活環境の保全上の措置	<p>○廃棄物の飛散・流出防止措置</p> <p>○騒音防止措置</p> <p>○振動防止措置</p>
<p>1. 処理施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書（処理能力計算書を含む）を添付すること。</p> <p>2. 施設が複数ある場合には、施設ごとに記載すること。</p> <p>3. 上記事項を記載した標準作業書を添付している場合には、記載を省略できる。</p>	

○添付様式6〔自動車破碎残さの保管施設の平面図・立面図〕

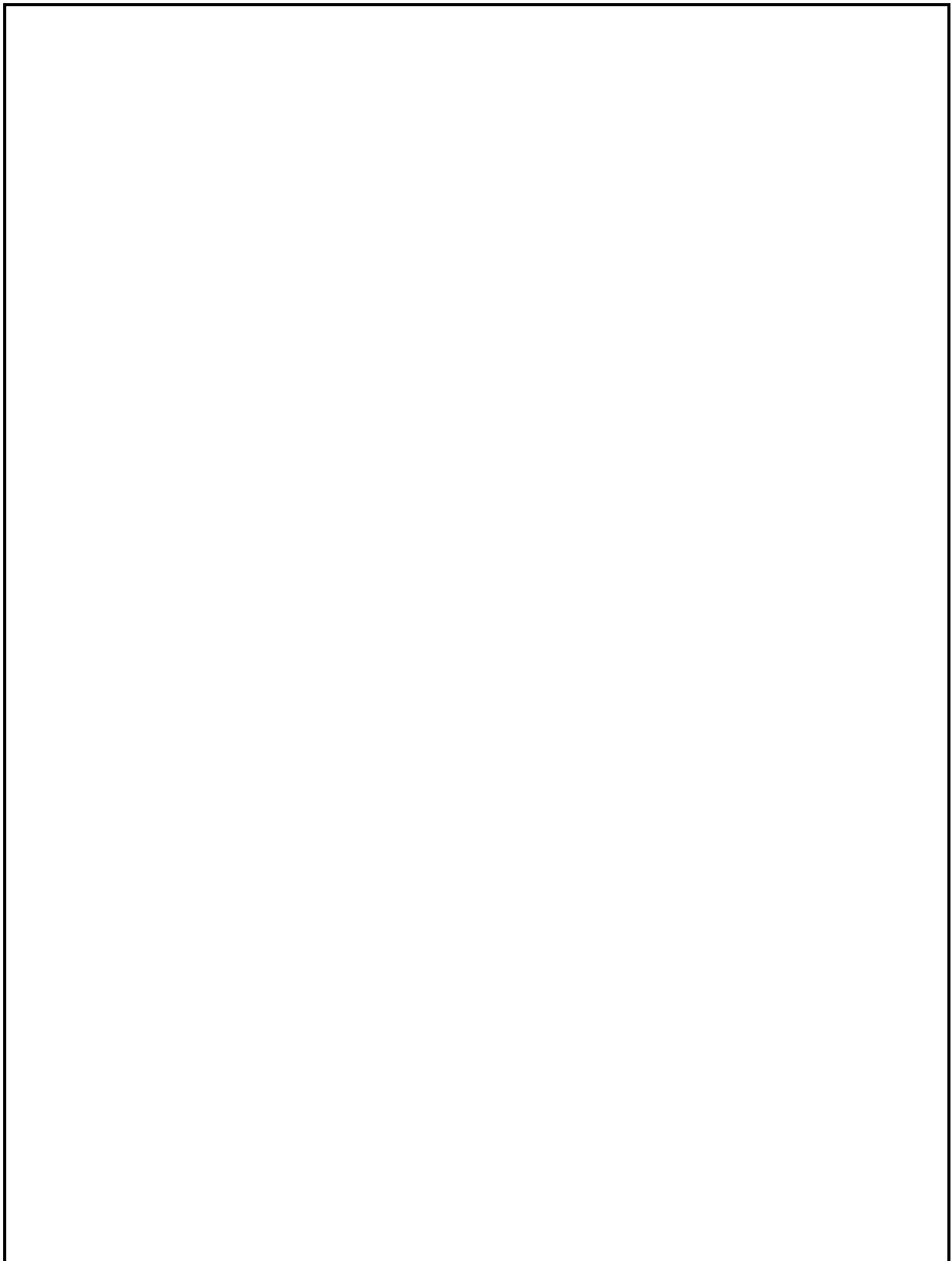
自動車破碎残さの保管施設の平面図・立面図



1. 寸法についても記載すること。
2. 分離部品保管施設及び解体作業場の図面は、屋根、覆いを明確に示すこと。
3. 仮保管施設も含めすべての保管施設について記載すること。
4. 上記図面を記載した標準作業書を添付している場合には、記載を省略できる。

○添付様式7〔排水処理施設の概要がわかる図面〕

排水処理施設の概要がわかる図面



1. 上記「排水処理施設の概要がわかる図面」には、フロー図又は施設断面図等排水処理内容がわかる図面を記載すること。
2. 上記図面を記載した標準作業書又は図面を別途添付している場合には、本書への図面の記載を省略できる。

誓 約 書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第2項の規定に基づき、同法第62条第1項第2号イからヌまで（下記「欠格要件」）のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

長崎県知事 様

（届出者）住所

氏名

破砕業許可申請者の欠格要件【使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号】

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者※又は破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ロ 拘禁刑（令和7年5月31日以前は禁固）以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴行行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ニ この法律第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
 - ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからへまでのいずれかに該当するもの
 - チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
 - リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
 - ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ※主務省令で定める者：精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者